

平成 31 年 1 月 25 日

全国美術館会議事務局 御中

一般社団法人 日本美術著作権協会
代表理事 吉澤 昭博



著作権法 47 条に関するガイドラインのお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊協会の著作権管理業務にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知の通り「平成 30 年法律 30 号」が本年 1 月 1 日から施行されました。これに伴い改正されました 47 条に関し、弊協会はその実際のな運用に関するガイドラインを策定しましたのでお知らせ申し上げます。

本法律の制定にあたり、文化庁による「改正法の解説」には下記のように記載されています。

『展示作品の解説や紹介を目的とする場合には、小冊子に加えて、タブレット端末や電子機器へ必要な範囲で掲載できるように規定する。これによって、作品の細部を拡大して制作技法を解説し、実際の展示では見えない立体物の底面や背面解説できるようになる。これらは著作者の許諾なく行えることとなる。またインターネットで一般公衆に提供する画像は、著作物に表現された思想や感情の享受を目的としない範囲でサムネイル画像とする。』

弊協会では、本改正法の主旨を尊重しつつ、美術家の不利益となるようなインターネット上での高解像度作品画像の流出を防ぐために、当該ガイドラインの内容を定めました。

何卒ご理解を賜りますとともに、当該ガイドラインの周知にご協力の程、重ねてお願い申し上げます。敬具

記

同封資料：「平成 30 年法律 30 号 47 条に関するガイドライン」1 部

平成 30 年法律 30 号（著作権法の一部改正）の 47 条に関するガイドライン

一般社団法人日本美術著作権協会

平成 30 年著作権法改正にかかわる美術著作物への新たな制限規定に関し、幣協会では海外著作権管理団体の要望を考慮し以下ガイドラインを策定しました。

47 条 1 項により展覧会観覧者のための解説又は紹介のための小冊子への展示著作物の掲載、上映、自動公衆送信を行う場合

⇒ 全図を掲載するときは、画面サイズ長辺 5 cm（面積 20 cm²）以内にする。それを超える大きさの場合は別途申請をすること。

47 条 2 項：タブレット等による展示著作物の解説又は紹介のための上映、自動公衆送信

⇒ 展覧会場内のみで閲覧できるように貸与されるデジタルオーディオガイドやタブレット端末に著作物を掲載する際は、学術的な説明等を目的に著作物の一部画像を拡大することが出来る。但し、全図を掲載する時はその画面サイズ長辺を 5cm（面積 20 cm²）以内、また解像度を 20,000 ピクセル、72 dpi 以下とすること。

会場内で放映する作品画像の解像度は上記の限りではないが、思想や感情の享受を可能とする全図を映す場合はスクリーン画面の 1/8 以下とし、それを超える大きさの場合は別途申請をすること。

47 条 3 項：展示著作物の所在情報を公衆に提供するための複製、公衆送信

⇒ 全図を掲載する時はその画面サイズ長辺を 5 cm（面積 20 cm²）以内、また解像度を 20,000 ピクセル、72 dpi 以下とすること。それを超える大きさの場合は別途申請をすること。

第四十七条 美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第二十五条に規定する権利を害することなく、これらの著作物を公に展示する者（以下この条において「原作品展示者」という。）は、観覧者のためにこれらの展示する著作物（以下この条及び第四十七条の六第二項第一号において「展示著作物」という。）の解説若しくは紹介をすることを目的とする小冊子に当該展示著作物を掲載し、又は次項の規定により当該展示著作物を上映し、若しくは当該展示著作物について自動公衆送信（送信可能化を含む。同項及び同号において同じ。）を行うために必要と認められる限度において、当該展示著作物を複製することができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 原作品展示者は、観覧者のために展示著作物の解説又は紹介をすることを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、当該展示著作物を上映し、又は当該展示著作物について自動公衆送信を行うことができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該上映又は自動公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

3 原作品展示者及びこれに準ずる者として政令で定めるものは、展示著作物の所在に関する情報を公衆に提供するために必要と認められる限度において、当該展示著作物について複製し、又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製又は公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。